三　第一号又は第二号に規定する保守管理方針に従って達成すべき保守管理の目標（第一号に規定する保守管理方針に係る保守管理の目標にあっては、原子炉及び保守管理の重要度が高い系統について定量的に定める保守管理の目標を含む。以下同じ。）を定めること。

四　前号に規定する保守管理の目標を達成するため、次の事項を定めた保守管理の実施に関する計画を策定し、当該計画に従って保守管理を実施すること。

イ　保守管理の実施に関する計画の始期及び期間に関すること。

ロ　原子炉施設の点検、試験、検査、補修、取替え及び改造等（以下この号において「点検等」という。）の方法、実施頻度並びに時期（原子炉施設（法第四十三条の三の二第二項の認可を受けたものを除く。）の運転中及び運転停止中の区別を含む。）に関すること。

ハ　原子炉施設の点検等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。

ニ　原子炉施設の点検等の結果の確認及び評価の方法に関すること。

ホ　ニの確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき原子炉施設の点検等の方法、実施頻度及び時期の是正処置並びに予防処置に関すること。

ヘ　原子炉施設の保守管理に関する記録に関すること。

五　原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標及び保守管理の実施に関する計画を、それぞれ次に掲げる期間ごとに評価すること（次条第一項から第三項に規定する措置を除く。）。

イ　保守管理方針及び保守管理の目標にあっては、一定期間

ロ　保守管理の実施に関する計画にあっては、前号イに規定する期間

六　前号の評価を実施する都度、速やかに、その結果を原子炉施設の保守管理方針、保守管理の目標又は保守管理の実施に関する計画に反映すること。

七　原子炉の運転を相当期間停止する場合その他原子炉施設がその保守管理を行う観点から特別な状態にある場合においては、当該原子炉施設の状態に応じて、前各号に掲げる措置について特別な措置を講じること。

2　原子炉設置者は、次条第一項若しくは第二項の規定により長期保守管理方針を策定したとき又は同条第三項の規定により長期保守管理方針を変更したときは、これを前項第一号の保守管理方針に反映させなければならない。

（原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価）

第十三条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過していない原子炉に係る原子炉施設について、原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過する日までに、原子力規制委員会が定める原子炉施設の安全を確保する上で重要な機器及び構造物（以下「安全上重要な機器等」という。）並びに次に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、十年間に実施すべき当該原子炉施設についての保守管理に関する方針（以下「長期保守管理方針」という。）を策定しなければならない。ただし、動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所については、この限りでない。

一　工学的安全施設並びに原子炉停止系統への作動信号を発生させる機能を有する機器及び構造物

二　事故時における原子炉施設の状態を把握するための機能を有する機器及び構造物

三　中央制御室外から原子炉施設を安全に停止させるための機能を有する機器及び構造物

四　原子炉冷却材を保持する機能を有する機器及び構造物であって、安全上重要な機器等でないもの

五　原子炉冷却材を循環させる機能を有する機器及び構造物

六　放射性物質を貯蔵する機能を有する機器及び構造物

七　電源を供給する機能を有する機器及び構造物であって、安全上重要な機器等でないもの

八　原子炉施設を計測・制御する機能を有する機器及び構造物（第一号に掲げるものを除く。）

九　原子炉施設の運転を補助する機能を有する機器及び構造物

十　原子核分裂生成物の原子炉冷却材中への放散を防止する機能を有する機器及び構造物

十一　原子炉冷却材を浄化する機能を有する機器及び構造物

十二　原子炉圧力の上昇を緩和する機能を有する機器及び構造物

十三　出力の上昇を抑制する機能を有する機器及び構造物

十四　原子炉冷却材を補給する機能を有する機器及び構造物

十五　緊急時対策を行う上で重要な機器及び構造物並びに異常状態を把握するための機能を有する機器及び構造物

2　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、運転を開始した日以後三十年を経過した原子炉に係る原子炉施設について、原子炉の運転を開始した日以後三十年を経過した日以降十年を超えない期間ごとに、前項に規定する安全上重要な機器等並びに前項各号に掲げる機器及び構造物の経年劣化に関する技術的な評価を行い、この評価の結果に基づき、長期保守管理方針を策定しなければならない。

3　原子炉設置者は、実施計画に定められた原子炉の運転期間を変更する場合その他第一項又は前項の評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、第一項又は前項の長期保守管理方針を変更しなければならない。

4　前三項の規定は一号炉、二号炉、三号炉及び四号炉並びに法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた原子炉については適用しない。

（原子炉施設の運転）

第十四条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、次の各号に掲げる原子炉施設の運転に関する措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

一　原子炉施設の運転に必要な知識を有する者に運転を行わせること。

二　原子炉施設の運転に必要な構成人員がそろっているときでなければ運転を行わせないこと。

三　前号の構成人員のうち運転責任者は、原子炉施設の運転に必要な知識、技能及び経験を有している者であって、かつ、原子力規制委員会が告示で定める基準に適合したものの中から選任すること。

四　前号の基準に適合しているかどうかの判定を行うための方法、実施体制等が当該判定を行うのに十分であり、かつ、原子炉施設の運転の保安上十分であることについて、あらかじめ原子力規制委員会の確認を受けること。

五　第三号に定めるもののほか、運転責任者に関し必要な事項は、原子力規制委員会が告示で定める。

六　運転開始に先立って確認すべき事項、運転の操作に必要な事項及び運転停止後に確認すべき事項を定め、これを運転員に守らせること。

七　緊急遮断が起こった場合には、遮断の起こった原因及び損傷の有無について検査し、再び運転を開始することに支障がないことを確認した後運転を行わせること。

八　非常の場合に講ずべき処置を定め、これを運転員に守らせること。

九　運転上の制限（実施計画で定める原子炉施設の運転に関する条件であって、当該条件を逸脱した場合に原子炉設置者が講ずべき措置が実施計画で定められているものをいう。以下第十八条において同じ。）を逸脱したときは、その旨を直ちに原子力規制委員会に報告すること。ただし、第十八条第六号に掲げるときを除く。

十　試験運転を行う場合には、その目的、方法、異常の際に講ずべき処置等を確認の上これを行わせること。

十一　原子炉施設の運転の訓練のために運転を行う場合は、訓練を受ける者が守るべき事項を定め、運転員の監督の下にこれを守らせること。

（貯蔵）

第十五条　法第三十五条第一項の規定により、原子炉設置者は、原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質の貯蔵に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。ただし、法第四十三条の三の二第二項の認可を受け、全ての核燃料物質を廃止措置対象施設から搬出したときは、この限りでない。

一　核燃料物質の貯蔵は、貯蔵施設において行うこと。

二　貯蔵施設の目に付きやすい場所に、貯蔵上の注意事項を掲示すること。